## 大阪市告示第1397号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項の規定に基づき、大阪市営住宅等について、次のとおり指定管理者を指定したので、大阪市営住宅条例 (昭和34年大阪市条例第47号) 第56条の7の規定に基づき公告する。

令和7年10月10日

大阪市長 横山 英幸

- 施設の名称
  平野区の区域の市営住宅及び共同施設
- 2 指定管理者 東京都世田谷区用賀4丁目10番1号 株式会社東急コミュニティー
- 3 指定期間令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

(都市整備局住宅部管理課)